グリーンサイエンス・マテリアル株式会社における研究不正防止計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年７月２３日　　代表取締役裁定

　グリーンサイエンス・マテリアル株式（以下「弊社」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査 のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）及び「研究活 動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。）を踏まえ、「国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する規則（以下「規則」という。）」第５条第２項の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を策定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 不正の発生する要因等 | 不正防止に向けた取り組み |
| 管理運営体制の明確化 | 公的研究費の運用に関する認識が不足しており、その管理運営体制も明確でない。 | 公的研究費の不正使用等防止に向けた管理運営体制をホームページで会社内外に公表する。 |
| 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 | 公的研究費の適正な使用のための行動規範 及び研究費使用ルール等に関する意識が不足している。 | 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての 構成員にとってわかりやすいルールを定 め、周知するとともに、定期的にルールと 運用の乖離がないか、チェックする。 |
| 不正使用等の防止向けた具体的項目 | 物品等検収確認 | 発注者(研究者) が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。 | ① 弊社に納入される全ての物品の検収は、弊社基準に基づき実施する。 |
| ② 物品検収の事務の流れについては、社内関係者及び納入業者に周知を図る |
| ③業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がないか、事後抽出により物品確認を行う |
| ④特殊役務の検収は、明確なルールを定めて行う。 |
| ⑤ 納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講じる。 |
| 物品管理 | 換金 | 換金性の高い物品について適正な管理を行う。 |
| 出張事実確認 | 旅行報告が「学会出席」「資料収集」などの簡便な記載で処理されている。旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。諸手続がルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。 | ① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。（ア）研究打合せ等の用務である場合は、 出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。（イ）学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する |
| ② 監査室等は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。 |
| ③ 出張旅費の二重払いがないか、定期的に確認するとともに出張の事実確認は、明確なルールを定めて行う。 |
| 謝金事実確認 | 出勤表にある作業従事者や実施確認者の確認欄がワープロで入力されるなど、作業従事者と確認者等の実施確認が確証できない。立替払いが行われている。実施確認が 確証できないと、カラ謝金の発生する温床となる。 | ① 作業従事者は、研究者等の指示による作業終了の都度、出勤表を管理する部署（事務室等）に赴き、出勤表に作業終了の押印をする。 |
| ② 監査室等は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。 |
| ③　謝金の作業確認は、 明確なルールを定めて行う。 |
| 内部監査の実 施 | 定期的・定例的な監査であれば、監査機能を果たせない。 | ① 監査室は、研究不正防止推進委員会と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画を毎回策定し、定期及び臨時に内部監査を実施する。 |
| ② 監査室は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、社長に対して必要な措置を講じるよう求める。 |
| ③重点的なリスクアプローチ監査を実施する。 |
| 研究費にかかる相談等の取扱い | 公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が 円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。 | ① 研究費にかかる相談等については、経費の使用に関しては経理担当、その他、応募等も含み全般的な相談については取締役会において応じる。また、窓口の設置場 所をホームページ等により周知する。 |
| 不正使用等に係る通報等の 取扱い | 広く学内外から通報（告発）を受け付ける 窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。 | ① 不正使用等に係る通報等については、規則に基づき適正に取り扱う |
| ② 通報の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても会社内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。 |
| 不正防止に関する意識の徹 底 | 公的研究費について、研究者は「自分のも の」、事務職員は「預り金」という意識が 強く、公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。 | ①グリーンサイエンス・マテリアル株式会社における研究者等の行動規範に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員が専 門的能力をもって公的研究費の適正な執行が行えるよう、定期的に説明会や研修会等を開催する。 |
| ② 公的研究費の不正使用等の防止を図るため、研究者等に向けたマニュアルを作成・ 学内に周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。 |
| ③競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の 受講を義務づけるとともに、理解度を把握 しつつ、誓約書の提出を求める。 |
| 研究活動及び研究成果の発表等において行 われる不正行為が、研究者の存在意義を否定し、自己破壊に繋がる恐れがあるという研究倫理の意識が希薄である。 | ①研究者を対象とした研究倫理教育を実施し、研究倫理の意識を徹底する。 |
| ②従業員等に対し研究倫理教育を実施する。 |
| 不正防止計画の見直し | 全学的観点から不正防止に向けた対応策が計画的に実施されていない。また、実施内 容のマンネリ化がある。 | 上記の項目は、公的研究費の不正使用等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げた ものであることから、今後も継続して不正 を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供 や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。 |